

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日は、
日曜日の翌
日)

目 次

- ◇ 告 示 健康保険法による指定訪問看護事業者の指定（保険課）
大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われるこ
とがある旨の告示（経営流通課）
- 土地収用法による土地の立入り（管理課）
- 一般国道の区域の変更（道路課）
- 開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）

告 示

鳥取県告示第百二十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条ノ五第二項本文の規定に基づき、
同法第四十四条ノ四第一項に規定する指定訪問看護事業者の指定があつたものとみなさ
れるものについて、同法第四十四条ノ十二第一号の規定により、次のとおり告示する。

平成十年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百二十三号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあ
るので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年
法律第九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成十年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 訪問看護ステーションの名称 | 訪問看護ステーションの所在地 | 指定年月日 |
|-----------|--------------|-----------------|----------------|----------|
| 医療法人社団昌平会 | 西伯郡岸本町大原九二七一 | 訪問看護ステーション きしもと | 西伯郡岸本町大原九二七一 | 平成十年二月一日 |

| 届出者の名称 | 届出に係る建物の名称 | 届出に係る建物の所在地 |
|----------|------------|-------------|
| 株式会社ユニサン | ユニサン渡店 | 境港市渡町二七一一ほか |

鳥取県告示第百二十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第二項の規定に基づき、次の
とおり土地の立入りの許可をしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成十年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | | | | |
|--|-------|---|-----------------|-----------------|
| <p>一 起業者の名称 中国電力株式会社</p> <p>二 事業の種類 特別高圧架空送電線路 用瀬線28番～35番鉄塔建替工事</p> <p>三 立ち入ろうとする土地の区域 八頭郡河原町大字佐貫字水操谷及び字下田並びに大字曳田字上山口、字下山口、字渡り上り、字地藏畑、字垣ノ内、字中河原、字田中尻、字土居尻、字大荒、字城ノ前、字塚ノ上、字五反田及び字清水尻地内</p> <p>四 立ち入ろうとする期間 平成十年二月二十七日から同年四月三十日まで</p> | | <p>鳥取県告示第百二十五号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。</p> <p>その関係図面は、平成十年二月二十七日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町二丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。</p> <p>平成十年二月二十七日</p> | | |
| 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
| | 変更前 | 西伯郡西伯町大字東町一二五地先から米子市富士見町二丁目一五二地先まで | 七・五、 三〇・〇 | 六、八二二・〇 |

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| | |
|---|--|
| <p>鳥取県告示第百二十六号</p> <p>次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。</p> <p>平成十年二月二十七日</p> | <p>鳥取県告示第百二十七号</p> <p>次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。</p> |
| <p>一八〇号</p> <p>変更後</p> <p>西伯郡西伯町大字東町一二五地先から米子市富士見町二丁目一五二地先まで</p> <p>米子市吉谷字中馬場山六四五―一 地先から同市陰田町六五八―六地先まで</p> | <p>七・五、 三〇・〇</p> <p>七・五、 三〇・〇</p> <p>一四・八、 一三八・〇</p> <p>六、八二二・〇</p> <p>四、〇四七・〇</p> |
| <p>一 開発許可の年月日及び番号 平成九年五月二十八日 鳥取県指令都計三一―二第一号</p> <p>二 開発区域に含まれる地域の名称 米子市向三柳字大沢十四</p> <p>三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 米子市西福原六丁目三―三〇 株式会社ピアベール 代表取締役 重田 紀生</p> | <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p> |

平成十年二月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年十月二十九日 鳥取県指令都計三―三第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡家町大字久能寺字御建山及び大字郡家字カセ才上分

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町六五九

日興土地観光有限公司

代表取締役 墨土 健英